



令和8年4月に公立の小・中学校に入学予定のお子さまの保護者の皆さんへ

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

浜田市では、令和8年4月に公立の小・中学校に入学されるお子さまがいらっしゃるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方に、就学援助制度の支給費目のうち入学準備に必要な新入学児童学用品費の支給を入学前に行います。

就学援助とは

経済的理由でお困りの方に、給食費や学用品費などの費用の一部を援助する制度です。

支給対象となる世帯

以下の①から③すべてを満たしている世帯

- ① 申請日現在、浜田市に住所がある。
- ② 令和8年4月に公立の小・中学校に入学予定である。
- ③ 就学援助の認定基準で「準要保護」に該当する。

就学援助の基準で「準要保護」に該当するとは、

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| ・生活保護が停止又は廃止になった | ・市民税が非課税又は減免を受けている |
| ・個人の事業税の減免を受けている | ・固定資産税の減免を受けている |
| ・国民年金保険料の免除、減免又は徴収の猶予、いずれかの措置を受けている | |
| ・児童扶養手当の支給を受けている(ひとり親世帯) | |
| ・世帯の収入が少なく、経済的に不安定な状況にある | |
| ・家族全員の所得額の合計が基準を下回る | |
- など、所得や家族の状況等を総合的に判断し、教育委員会が認定します。

【注意】次のいずれかに該当する場合は、入学前支給の対象になりません。

(1)令和8年3月末日以前に浜田市外に転出される場合

(2)令和8年4月に公立の小・中学校に入学されない場合

※上記に該当し、新入学学用品費の入学前支給を受けたときは、返還していただくことになります。

認定基準額の目安

所得とは、総収入金額ではなく、年間収入金額から所得控除等必要経費を差し引いた額です。

世帯構成 (例)	2人世帯 (父または母、 子1人)	3人世帯 (父、母、子1人)	4人世帯 (父、母、子2 人)	5人世帯 (父、母、子3 人)	6人世帯 (父、母、子3 人、祖父母)
所得額	255万円 程度以下	268万円 程度以下	317万円 程度以下	356万円 程度以下	410万円 程度以下

※家族の構成・人数・年齢等によって違いますので、基準の目安を超える所得がある方も対象となる場合があります。

支給について

【支給金額】 小学校1年生 57,060円 中学校1年生 63,000円

【支給時期】 令和8年2月下旬以降、順次支払い

【支給方法】 浜田市教育委員会から保護者の口座に直接振り込み

申請手続き

【申請期限】 令和8年1月30日(金)まで

【申請書類】 **入学前支給申請書及び承諾書**
浜田市HPからダウンロードもできます

振込先口座の通帳の写し

金融機関、支店、口座種別、口座番号、口座名義人のフリガナがわかるもの(通帳表紙の裏面)

令和7年度所得課税証明書 ※令和7年1月1日に浜田市に住民票がなかった方のみ

【提出先】 新小学1年生：浜田市教育委員会 又は 入学予定の小学校
新中学1年生：浜田市教育委員会 又は 在学中の小学校

支給までのスケジュール

令和8年1月30日までに
申請書を提出
(教育委員会又は各小学校)

2月中旬(予定)
審査結果を保護者宛に通知

2月下旬～
新入学学用品費を保護者の
口座に振込

注意事項

- 申請内容を審査しますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- 今回の新入学学用品費の入学前支給を受けた場合でも、入学後に学校給食費など他の費目の就学援助を希望する場合には、**別途申請**していただく必要があります。(申請手続きについては、2月頃学校から文書を配布します。)
- 今回の入学前支給を受けられなかった場合でも、入学後に令和8年度の就学援助を申請し、4月から認定となった場合は、新入学学用品費を入学後に支給します。

お問い合わせ

浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援係

TEL 0855-25-9711

〒697-8501 浜田市殿町1番地(浜田市役所 北分庁舎1階)